

入 札 公 告

委託業務の請負について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

なお、この委託業務に係る競争入札は、予定価格を事前に公表します。

令和7年7月28日

桜井市長 松井 正剛

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 桜井市桜井駅北口・南口駐車場運営管理業務委託
- (2) 業 務 場 所 桜井市桜井駅北口駐車場、桜井市桜井駅南口駐車場
- (3) 業 務 概 要 下記の内容及び別途定める仕様書による

業務場所	業務内容
桜井市桜井駅北口駐車場 (桜井市大字桜井 1228-4)	機械警備、集金、防犯監視、 清掃、機器保守
桜井市桜井駅南口駐車場 (桜井市大字桜井 168-3)	機械警備、集金、清掃 機器保守

- (4) 業 務 期 間 ①契約期間：令和7年8月29日～令和10年8月31日
※地方自治法（昭和22年4月法律第67号）第234条の3に基づく
長期継続契約
②履行期間：令和7年9月1日～令和10年8月31日
- (5) 予 定 価 格 金3,367,000円（消費税抜き）
(令和7年9月1日から令和8年3月31日までの7ヶ月間)
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）の規定による
- (8) 入 札 方 法 郵便入札
- (9) 入 札 回 数 1回

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 桜井市令和7年度入札参加者名簿（物品購入・業務委託及び小規模修繕（建物））の「Q委託業務」に登録されていること。
- (3) 公告の日から入札執行の日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する指名停止措置基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 桜井市暴力団排除条例（平成23年12月桜井市条例第21号）に該当しないこと。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による

廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することはできません。）
- (9) 本業務の委託を第三者に譲渡し、継承させてはならない。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）にプライバシーマークを付与されていること。
- (11) 過去に地方自治体が運営する駐車場施設で、以下の業務実績を全て有すること。
なお、本公告日に業務履行期間中であっても、業務実績期間が1年以上経過している場合は要件を満たしているものとする。
 - ① 24時間無人駐車場遠隔管理業務を適切に1年以上履行した実績を有すること。
 - ② 1施設当たりの収容可能台数が100台以上の駐車場施設において管理業務の実績を有すること。

3 参加申請方法

この委託業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(1) 申請書等の交付

ア 期 間 令和7年7月28日（月）から令和7年8月5日（火）まで

イ 交付方法 申請書の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてください。

「桜井市ホームページの目次＞事業者向け＞入札契約など＞入札情報（その他入札など）＞桜井市桜井駅北口・南口駐車場運営管理業務委託

に係る一般競争入札について」に掲載する。

(2) 申請書等の提出

- ア 提出期間 令和7年8月4日（月）午前9時から
令和7年8月5日（火）午後5時まで
- イ 提出方法 持参のみ
- ウ 提出先 奈良県桜井市大字栗殿432番地の1
桜井市役所2階 都市建設部 都市計画課 事業・施設係
電話 0744-42-9111（内線3212）

4 入札参加資格の決定

- (1) 入札参加資格には申請時に一般競争入札参加通知書（以下「参加通知書」という。）を交付します。
- (2) 参加通知書の交付を受けた者は、入札参加資格があるものとします。ただし、入札参加資格者は以後の手続きについて入札執行者の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。

5 仕様書の配布

- (1) 配布期間 申請書提出期間と同じ。
- (2) 配布方法 参加通知書の交付を受けた者に、窓口で配布します。

6 仕様書等に対する質問の受付及び回答

(1) 受付の方法

質問は質問書（様式2）の用紙によりFAXで提出してください。
質問書の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてください。
なお、FAXを送信した場合は、下記担当部署まで必ず電話連絡してください。
（質問がない場合は、提出する必要はありません。）

(2) 受付日時等

- ア 日 時 令和7年8月6日（水）午前9時から午後5時まで
- イ 送付先 桜井市都市建設部 都市計画課 事業・施設係
- ウ FAX番号 0744-46-1782
- エ 電話番号 0744-42-9111（内線3212）

(3) 質問の回答

質問のあった場合は、令和7年8月7日（木）午後5時までに今回の入札に参加する全業者に回答書をFAXで送付します。
FAXに対応できない入札参加者には、個別に配布方法を協議します。

7 入札書の提出

- (1) 提出期間 令和7年8月18日（月）午前9時から
令和7年8月19日（火）午後5時まで

- (2) 提出方法 一般書留又は簡易書留による郵送もしくは持参
なお、提出に要する費用は入札参加資格者負担とします。
入札書等の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてください。
- (3) 提出先 〒633-8585
桜井市大字栗殿432番地の1
桜井市役所 都市建設部 都市計画課長宛
- (4) 辞退届 入札を辞退される場合は、入札書締切日時までに、14 問合わせ先へ連絡の上、辞退届を都市計画課事業・施設係へ提出してください。

8 入札に係る金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、**入札書に記載する金額は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの7ヶ月間の経費の見積で、消費税を含まない金額とし千円単位で記載してください。**

入札書等の記入例については、当市ホームページよりダウンロードしてください。

9 開札の立会い

- (1) 開札執行の際は、当該案件に係る入札者の中から入札書提出順で2者を開札立会人として選任し、開札立会通知書を送付します。
なお、原則として開札立会人以外の者は開札執行時に立ち会うことはできません。
- (2) 開札の立会いは、入札者または入札者から委任を受けた代理人が行うものとします。開札立会通知書を持参ください。代理人が立会いを行う場合は、委任状を必要とします。
やむなく欠席される時は、開札日の前日午後5時までに連絡するとともに、開札立会辞退届を提出願います。
委任状等の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてください。
- (3) 開札日時になっても規定数の開札立会人が参集しないときは、当該入札事務に関係ない職員が立会うものとします。
- (4) 開札立会人は、当該開札後、公正かつ適正な入札であったことを確認し、開札確認書に署名・捺印するものとします。

10 開札日時等

- (1) 開札日時 令和7年8月22日（金）午前10時00分
- (2) 場 所 桜井市大字栗殿432番地の1
桜井市役所 本庁3階 入札室

11 落札候補者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

予定価格を超える場合は失格となります。

落札候補者となるべき同価格者の者が2人以上ある場合は、落札決定を保留した上で、立会人にくじを引かせて落札決定するものとします。当該者が立会人の場合はその者のくじは当該者がくじを引くものとします。

くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

12 事後審査

入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、事後審査書類の提出を受け、受注者として適格か否かの確認を行い、落札者としての決定を行います。

受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を無効とし次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

なお事後審査書類は、市から連絡を受けた日の翌日（翌日が土、日及び祝日の場合は明けた日）の午後5時までに提出していただきます。

事後審査書類

① 業務実績証明書（様式3）

業務実績証明書の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてください。

② 業務実績を確認できる契約書、仕様書等の写し

③ プライバシーマークを付与されていることが証明できるもの

13 入札の無効等

- (1) 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とします。
- (2) 入札参加者が開札までに入札資格を満たさなくなったときは入札に参加できません。
- (3) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。
- (4) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった時は、契約の締結はできません。

14 問合わせ先

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿432番地の1

桜井市役所 都市建設部 都市計画課 事業・施設係（本庁舎2階）

電話 0744-42-9111（内線3212）

入札書類一式は下記よりダウンロードしてください。

「桜井市ホームページの目次＞事業者向け＞入札契約など＞入札情報（その他入札など）＞桜井市桜井駅北口・南口駐車場運営管理業務委託に係る一般競争入札について」